

www.pwc.com

タックス・マネジメントと しての連結納税制度の 活用

連結納税制度支援サービス



pwc

いまこそ、連結納税制度導入を検討してみましょう。

平成22年度よりグループ法人税制が導入され、連結納税制度を導入していなくとも100%資本関係にあるグループ内の会社どうしの一定の資産譲渡損益が繰り延べられることになりました。これは連結納税制度と同様の処理になります。一方、連結納税制度を導入した場合において、従来は、連結納税開始時又は連結子会社加入時に、子会社の繰越欠損金が切り捨てられていたところ、今後は、一定の子会社の繰越欠損金は切り捨てられることなく、当該子会社との将来所得との相殺が可能になりました。これは、連結納税制度を導入していない場合と同様の処理になります。このように、連結納税制度を導入する場合としない場合の相違が少なくなったことで、多くの企業グループが連結納税の導入を決定又は検討しています。

連結納税制度導入のメリットとデメリットを、ご存知ですか？

<メリット>

- 連結納税グループ内の会社どうしの損益を通算することができます。繰越欠損金の活用見込みにより税効果関連費用が減少する可能性があります。
- 必ずしも欠損金の活用だけがメリットではなく、グループの試験研究費税額控除額が増える可能性があります。
- 連結納税グループ内の子会社から親会社への配当金は100%益金不算入になります。
- 連結納税グループ内の法人間の資産譲渡取引において、一定の資産(土地、有価証券、固定資産等)の譲渡損益の認識が繰り延べられます。

<デメリット>

- 連結納税開始時又は加入時に、100%子会社化後5年経過していない子会社の繰越欠損金が切り捨てられ、保有する資産について時価評価課税が生じます。
- 申告書作成事務が煩雑になります。

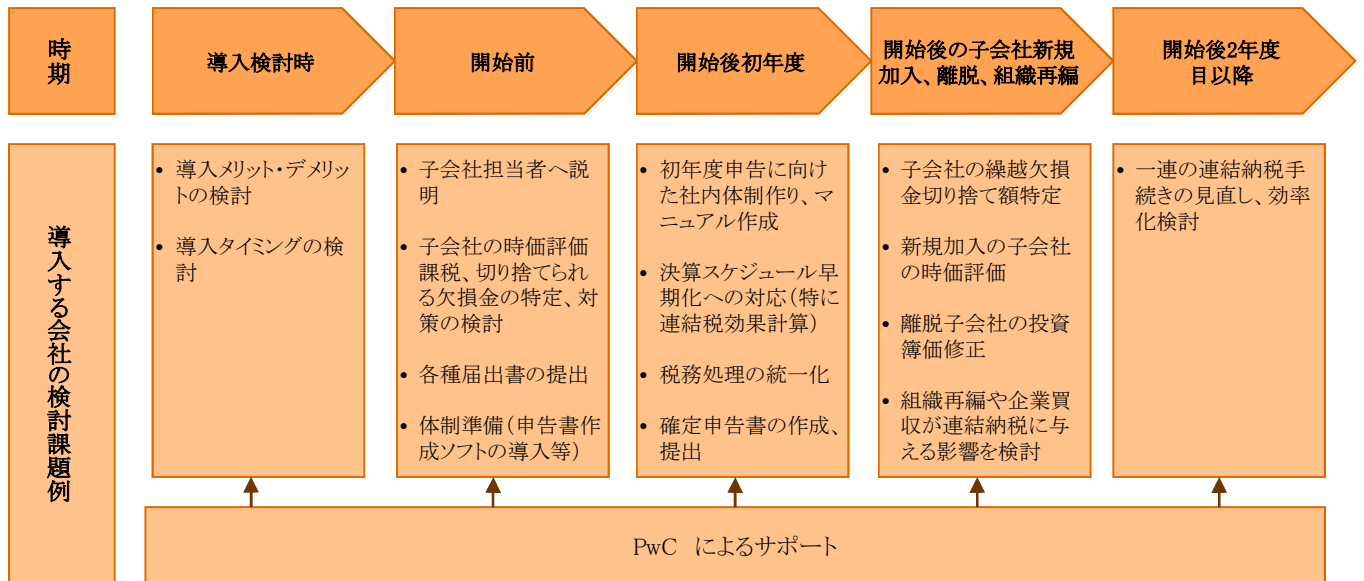
グループ法人税制施行により、連結納税制度を導入する場合としない場合の相違が少なくなりました。ご存知ですか？

- 平成22年のグループ法人税制の施行により、連結納税を導入する場合としない場合の相違が少なくなりました。同様の処理となった主な項目は以下のとおりです。
 - 連結納税グループ内の法人間における一定の資産の譲渡損益の繰り延べ
 - 一定の子会社については、連結納税開始又は加入前に生じた繰越欠損金は切り捨てられることなく、子会社の将来所得と相殺することができるようになりました。
 - 連結納税グループ内の子会社から親会社への配当金は100%益金不算入になります。
- その結果、引き続き主な相違として残る項目は、連結納税グループ内の会社どうしの損益を通算できることや税額控除額増加のメリットと、連結納税開始時又は加入時に、「一定の子会社」以外の子会社の繰越欠損金の切り捨てや保有する資産について時価評価課税をしなければならないデメリットになります。

連結納税導入のデメリットを減らす方法をご存知ですか？

- 連結納税開始による一時的なデメリットよりも、連結納税を導入することによる恒常的なベネフィットのほうが大きいと判断し、連結納税を導入している企業グループも多く存在します。
- 連結納税開始前の組織再編などにより、欠損金切り捨てや時価評価課税によるデメリットを最少化できる可能性があります。
- 連結納税申告一連の手続きは、導入当初こそ負担になりますが、連結納税導入企業グループの多くは導入当初において申告業務を外注することで対応し、徐々に社内で作成する体制を構築していています。

PwCは連結納税制度導入から実行までをサポートします。



なぜ、PwCが選ばれているのか

連結納税制度立法趣旨に基づくアドバイスが可能

連結納税法制化に携わった者によるアドバイスを含む、高品質なサービスが可能。

連結納税制度専門チーム

約35名からなる専門チームを有し、連結納税サービスを提供している経験豊富な職員は100名以上となる。

豊富な経験

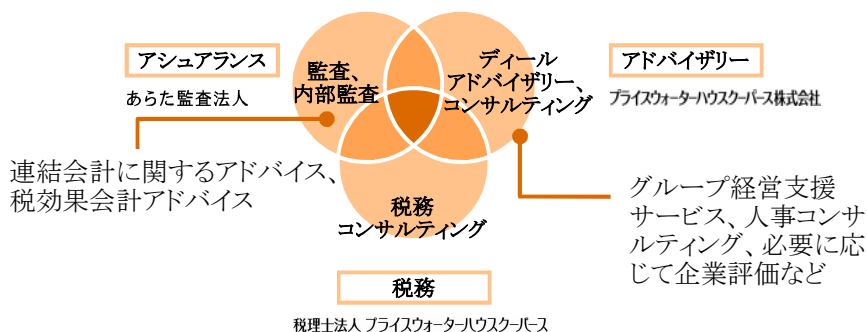
上場企業、オーナー企業等に対するサービス提供の実績が豊富。

連結納税制度に関連する領域のサービスの充実

組織再編税制や連結税効果のアドバイス、連結グループ経営支援、グループ人事コンサルティング等が可能。

PwCの総合的なサービスとグローバルなネットワーク

PwC Japan は、監査・税務・ディールズ&コンサルティングが持つサービスの強みと PwCのグローバルネットワークを生かして、日本企業のグローバル化の推進を全世界でサポートします。



PwCの主なサービス提供事例

<連結納税制度導入検討時>

- 連結納税制度導入シミュレーション
- 連結納税制度導入時期を検討

<連結納税制度開始前>

- 必要作業をリストアップし、連結納税一連の作業スケジュールの作成
- 連結納税の認知に関するサービス(例えば、連結子会社への勉強会や、説明会資料の作成等)
- 時価評価課税、繰越欠損金切り捨てへの対策を検討
- グループの統一的な時価評価方法の検討、評価損益算出のサポート
- 各種届出書の作成、提出
- 税額計算資料、税効果会計資料の指導

<連結納税制度開始初年度>

- 重要な期中取引(組織再編、企業買収、清算等)の連結納税に与える影響を検討
- 連結納税申告書の作成に係る人的サポート

<開始後の連結子会社の新規加入、離脱又は組織再編>

- 時価評価方法の検討、評価損益算出のサポート
- 加入前の組織再編の検討
- 投資簿価修正を加味したストラクチャアの検討

<連結納税制度開始2年度目以降>

- 上記の開始初年度と同様のサービスを継続
- 初年度の実行状態をみて、作業効率化に向けた作業の見直し検討

コンタクトリーダー

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース パートナー 山田祐介
電話 03-5251-2400(代表)、03-5251-2580
メールアドレス yusuke.yamada@jp.pwc.com

他のコンタクト先

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース パートナー 久保田英夫
電話 03-5251-2400(代表)、03-5251-2762
メールアドレス hideo.kubota@jp.pwc.com



pwc

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース | 〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階
TEL(代表): 03-5251-2400 | Fax: 03-5251-2424 | Our Site: <http://www.pwc.com/jp/ja/tax/>

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことよって発生した結果について、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、およびその関係会社、パートナー、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。
本書において、PwCとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または文脈によりプライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドを中心に構成されるメンバーファームのネットワークあるいはPwCのネットワークに属する各メンバーファームを指しています。PwCの各メンバーファームは、別組織となっています。税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。